新型コロナウイルス感染症関連で欠席した場合の取り扱いについて

令和4年6月20日（27日訂正）　西原町教育委員会（第13版　訂正版）　町のレベル3－②

新型コロナ感染症関連で学校を欠席した場合の取り扱いを以下のとおりとします。ご家庭において判断が困難な場合は、各学校にご相談ください。

【同居家族が陽性】
児童生徒は濃厚接触者扱いとなる
「最終接触の翌日より7日間」の考え方

①検査陽性者の発症日（無症状病原体保有者の場合は検体採取日）
又は
②住居内で感染症対策（マスク着用、手洗い、手指消毒、物資の共有を避ける、消毒等を想定）を講じた日

のいずれか遅い日の翌日から7日間として計算する。

濃厚接触

同居家族

PCR検査による陽性
↓
原則、同居家族に対し保健所からPCR検査の指示は入らない。
↓
各家庭でPCR検査の予約や医療用抗原検査キット等を準備する必要がある

発熱・風邪症状あり
※1　病院受診なし
※2　病院受診にて
PCR等検査陰性
又は風邪等の診断

発熱・風邪症状
なしの濃厚接触者
（PCR検査受検）

幼児児童生徒本人	取り扱い（対応）
本人陽性（無症状患者） ※無症状病原体保有者	**出席停止** 登校日は保健所の解除指示に従う
コロナ不安等による 自費等PCR検査受検	陽性（出席停止：期間は保健所の指示） 陰性（発熱・風邪症状がなければ登校）
発熱・風邪症状あり ※1　病院受診後 ※2　病院受診なし	出席停止 ※1　再登校は医師の判断による ※2　解熱剤等を使用せず、発熱や風邪症状消失後、72時間経過してから登校可
幼稚園内での接触者（幼稚園児）	**参照　第13版　補足版**
小・中学校内での接触者（小中学生） ※学校・保育PCR廃止	**無症状者は登校可（小中学生） 有症状者は医療機関受診 （抗原定性検査キットは各家庭で申込） ※必要に応じて接触者PCR検査センター等受検**
同居家族以外（学童・児童デイ等）の感染者との接触者	**参照　第13版　補足版**
同居家族の幼児児童生徒は濃厚接触者 ※1. 自己負担等でPCR検査受検しての判断 ※2. 感染症対策後、抗原検査キット等での判断 ※3. 感染症対策後、無検査での判断	**※1. 陽性は出席停止** 出席停止期間は保健所の指示 PCR検査陰性＝登校可ではない **※2. 抗原検査等4・5日目陰性は登校可** 住居内感染対策の最終接触の翌日から4・5日目の抗原検査等での陰性なら登校可 **※3. 症状なし7日間経過後8日目から登校可** 住居内感染対策の最終接触の翌日から7日間は出席停止とし翌日から登校可 →登校可の前日までは出席停止とする。 →登校に際し、陰性等の証明は必要ない。 但し、学校側は家庭と情報共有を図ること。
発熱・風邪症状なし	**※1　出席停止** 同居家族の有症状消失まで 自宅待機した場合は出席停止扱い **症状消失後、登校可** ※2　登校可
発熱・風邪症状なし	登校可 同居家族のPCR検査結果が判明するまで自宅待機の場合は出席停止扱い